給与明細の作り方

STEP４；給与から差し引く所得税の額

ここでは給与明細のうち、この部分の記載方法を解説します。

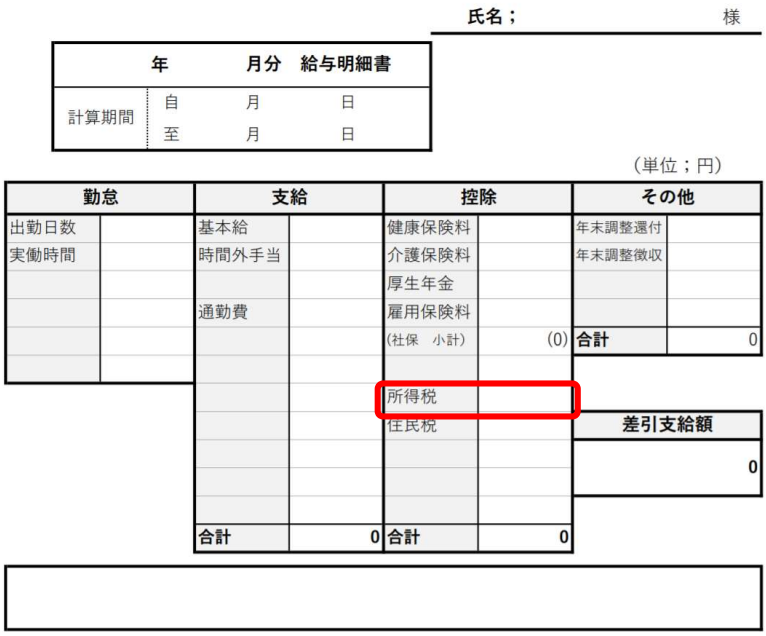

氏名；　　様

年　月分　給与明細書			
計算期間	自	月	日
	至	月	日

（単位；円）

勤怠		支給		控除		その他	
出勤日数		基本給		健康保険料		年末調整還付	
実働時間		時間外手当		介護保険料		年末調整徴収	
				厚生年金			
		通勤費		雇用保険料			
				(社保　小計)	(0)	合計	0
				所得税			
				住民税		差引支給額	
						0	
		合計	0	合計	0		

ポイント１　**必ず「社会保険料を差し引いた後の金額」が基準になる**

給料額面から健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険全てを差し引いた**後の金額**がいくらなのかで給与から差し引く所得税の金額が決まります。

※給料から差し引く所得税のことを「源泉所得税」といいます。

では、実際に給料明細の所得税（源泉所得税）の欄を記入しましょう。

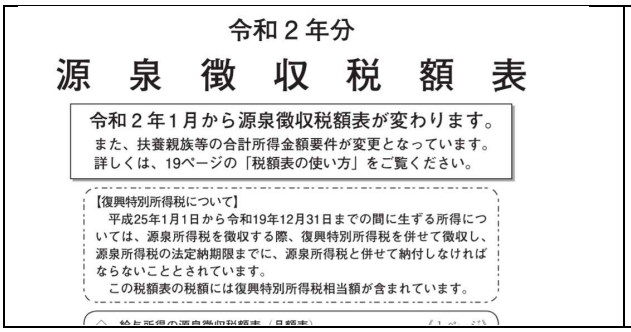
令和２年分

源　泉　徴　収　税　額　表

令和２年１月から源泉徴収税額表が変わります。
また、扶養親族等の合計所得金額要件が変更となっています。
詳しくは、19ページの「税額表の使い方」をご覧ください。

【復興特別所得税について】
平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

①　まず国税庁のサイトなどから

「最新の源泉徴収税額表」を確認しましょう。

↓

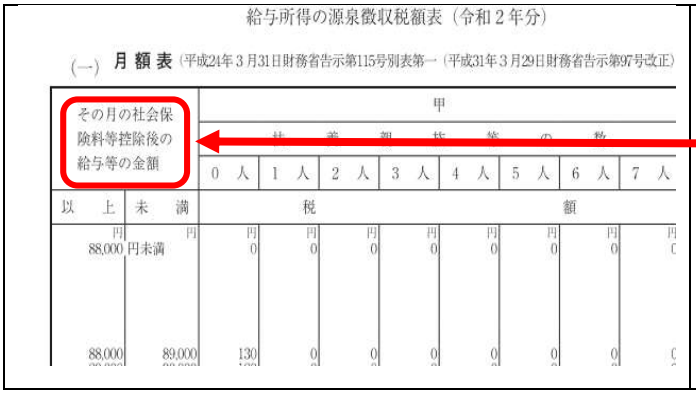
給与所得の源泉徴収税額表（令和２年分）

(一)　月額表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（平成31年３月29日財務省告示第97号改正）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上 未満	税額							
円 円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
88,000 89,000	130	0	0	0	0	0	0	0

②　その「源泉徴収税額表」の中身をみるとこんな風になっています。

「社会保険料等控除後の給与等の金額」

…　つまり、給料や諸手当を合計した金額から社会保険や雇用保険を差し引いた金額が基準になります、ということです。

↓

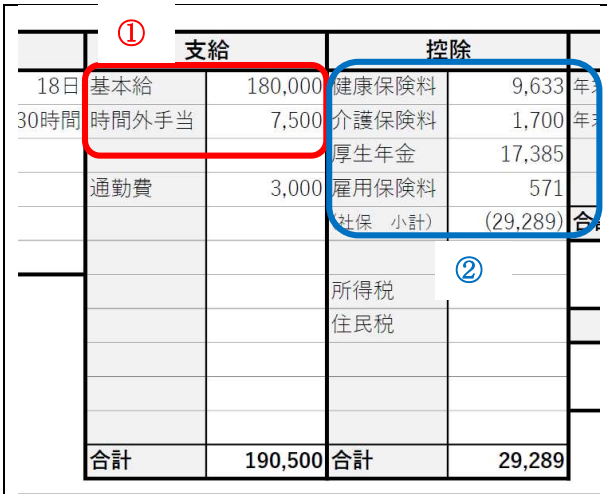

		支給		控除	
18日	基本給	180,000	健康保険料	9,633	年
30時間	時間外手当	7,500	介護保険料	1,700	年
			厚生年金	17,385	
	通勤費	3,000	雇用保険料	571	
			社保　小計）	(29,289)	合
			所得税		
			住民税		
	合計	190,500	合計	29,289	

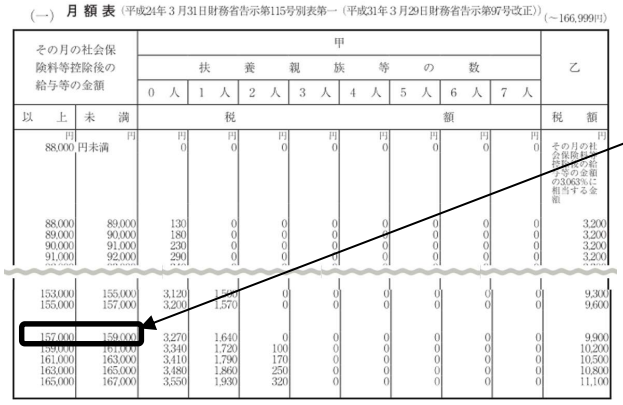
(一)　月額表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（平成31年３月29日財務省告示第97号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上 未満	税額								税額
円 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000 89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000 90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000 91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000 92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
153,000 155,000	3,120	1,560	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000 157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000 159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000 161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200
161,000 163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500
163,000 165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800
165,000 167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100

③　左の給与明細の例でいうと、

①給与としての支給額の合計は

180,000+7,500＝187,500 円

※注意　電車代・ガソリン代等の通勤費は入れない金額です

（社会保険や雇用保険とはここが違います。）

②社会保険料等の合計額は、

9,633+1,700+17,385＋571＝29,289 円

よって、

①－②の金額　＝　158,211 円　が

「社会保険料等控除後の給与等の金額」になるので、この一覧表で当てはまる行を探します。

↓

↓

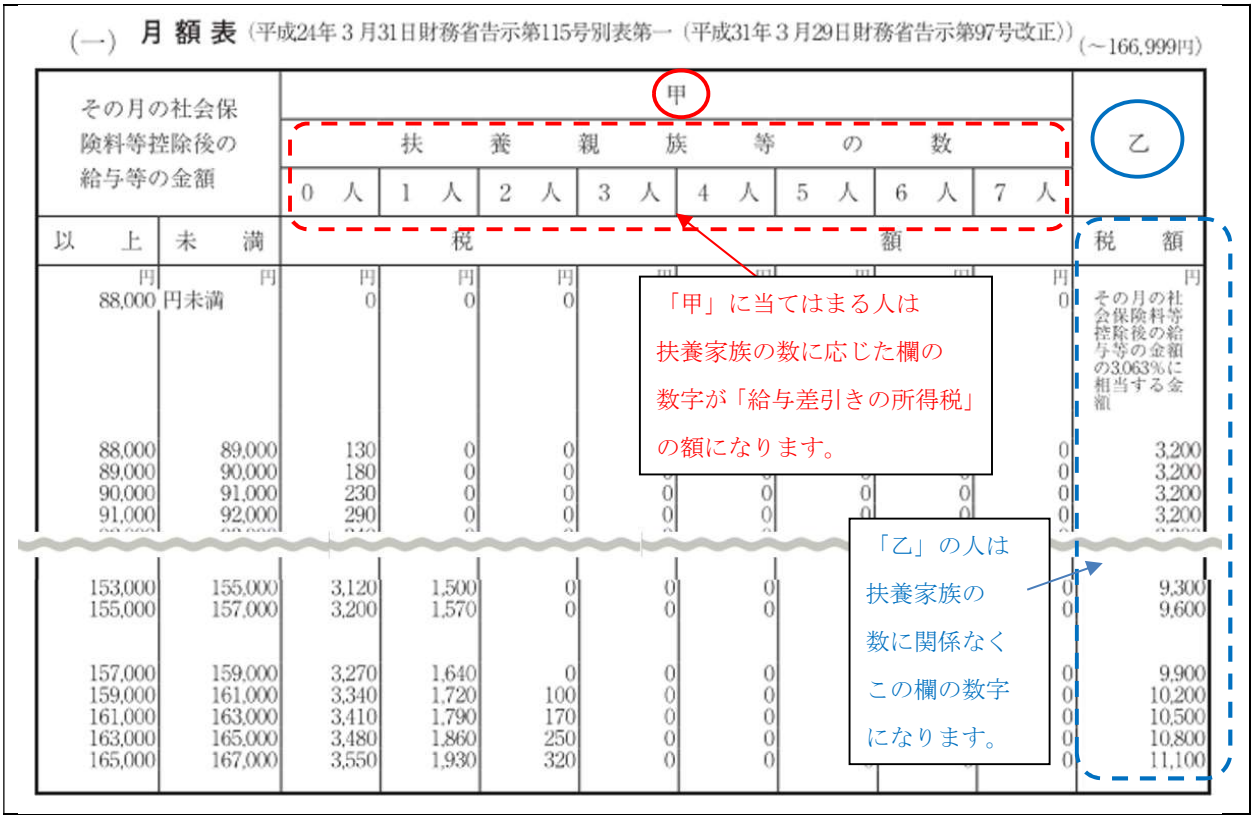

(一) 月額表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（平成31年３月29日財務省告示第97号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0			0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0			0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0			0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0			0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0			0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0			0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0			0	11,100

「甲」に当てはまる人は扶養家族の数に応じた欄の数字が「給与差引きの所得税」の額になります。

「乙」の人は扶養家族の数に関係なくこの欄の数字になります。

仮にＡ社という会社に勤める従業員が**「私はＡ社でしか働いていません。」**という場合。
その従業員から差し引く所得税の金額は、この「甲」という欄の金額になります。

では「Ａ社とＢ社、**同時に**(※)かけもちで働いているが、メインの勤め先はＡ社。」という場合。
…メインとなる勤め先のＡ社で支給する給料から差し引く所得税なので、
その場合も「甲」の欄に書いてある金額を使います。

一方「Ａ社とＢ社、**同時に**かけもちで働いていて、メインの勤め先はＢ社。」という場合。
…他にメインの勤め先がある従業員ということになるので、給料から差し引く所得税は、
「乙」の欄に書いてある金額を使います。

(※)ここでは“ 同時に “ というのがポイントです。例えば、１月～５月までは●×社に勤めていて、その後退職し、７月以降は△□社に就職したという場合は「同時に」２ヶ所の勤め先に勤務しているわけではないので、そういう従業員は上記の表でいうと「甲」の欄に当てはまる人になります。
従業員の甲乙区分、扶養家族等の情報は「扶養控除申告書」で確認しましょう。

これで「控除」のうち所得税（源泉所得税）についての基本は完成です。